

しが 体験・探究の日

「しが体験・探究の日」とは

「しが体験・探究の日」は、子どもたちが保護者等と一緒に家庭や地域で体験活動や探究の学習を計画し、実行できる日です。「しが体験・探究の日」は、自主的な校外学習として平日に取得する場合は出席停止・急引き等と同じ扱いとし、欠席とはなりません。

「しが体験・探究の日」は、1日単位で年間最大3日まで取得することができます。

「しが体験・探究の日」届け出の流れ

1 計画を立てる

- ・「届出用紙」を活用し、保護者等と子どもと一緒に計画を立てる。

2 届け出る

- ・学校から示された方法で、学校に届け出る。

3 しが体験・探究の日

- ・子どもと保護者等と一緒に体験や探究の学び・活動を行う。

4 振り返る

- ・楽しかったことや学んだことについて家庭で話し合ったり、次回の計画を考えたりする。

ご留意いただきたいこと

- 年に3日まで取得することができます。(同じ体験や探究の学び・活動を複数回行うこともできます。)
- 必ず保護者等と一緒に活動します。
- 「しが体験・探究の日」取得中の安全管理等については、保護者等の責任のもとでお願いします。
- 原則1週間前までに学校へ届け出る必要があります。
- 「しが体験・探究の日」を取得することで、受けられない授業内容の補習はありません。
- 「しが体験・探究の日」を取得した日の給食費の返金はありません。
- 学校によっては、行事などの教育活動のため、「しが体験・探究の日」を取得することができない日をおいていますので、各学校のルールをご確認ください。

Q&A

Q. 滋賀県は、どうして「しが体験・探究の日」を作ったのですか。

A. 滋賀県教育委員会では、子どもたちが自分で考えながら学び、いろいろな体験を通して成長できるよう、「しが体験・探究の日」を作りました。平日に保護者等と一緒に学校外で活動を計画し、学びや体験を深められる制度として期待されています。

Q. 「しが体験・探究の日」とは具体的にどのような日ですか。

A. 「しが体験・探究の日」は、子どもたちが保護者等と一緒に家庭や地域で体験活動や探究の学習を計画し、実行できる日です。事前に学校に届出すれば、年間で最大3日間は欠席扱いにはなりません。

Q. 「しが体験・探究の日」を2日間連続で取ることは可能ですか。

A. 「しが体験・探究の日」は、連続して取ることは可能です。

Q. 「しが体験・探究の日」を半日単位や1時間単位で取ることは可能ですか。

A. 「しが体験・探究の日」は1日単位での取得となります。半日単位や1時間単位で取ることはできません。

Q. 子どもはどのような活動を行うことができますか。

A. 子ども自身が、保護者等と計画を立てることで、地域活動への参加や自然体験、文化学習、交流活動など、自分で考えた様々な体験を実行することができます。

<お問い合わせ先/情報>

■ 制度全般に関すること

滋賀県教育委員会事務局

特別支援教育課 077-528-4643

■ 届け出等に関すること

各学校にお問い合わせください。

しが
体験・探究の日